

国際・国内動向

人類の悲劇は、金融システムが肥大化し、「自立」してきたことにある。だから、国民に奉仕する経済システム構築のために本来の信用創造機能をフルに稼働させることが肝要である。

したがって、あらゆる信用「偽造」を徹底的

に規制していかなければならない。効率化のためにある程度必要であるが、金融の自由化一辺倒ではなく、再規制も不可欠だろう。

(あいざわ こうえつ・埼玉大学経済学部)

「JAL 監視ファイル」 人権侵害事件は何を意味するか

梶 昂一

1、内容、規模、期間において近来その 例をみない前代未聞の人権抑圧事件

2007年2月、週刊朝日は内部告発の情報に基づき「JAL驚愕のスクープ 客室乗務員監視ファイル」の記事を6回にわたり報道した。

その内容は9,000名を超える客室乗務員に対して158項目にものぼる個人情報を書き込まれ「思想・信条・組合活動・勤怠・病歴・家庭環境・交友関係・趣味・嗜好…」など全人格を否定し抑圧する人権蹂躪、違法行為が行われていることを明らかにしている。

1996年以降監視ファイル情報をパソコンでデータ化し以降長期にわたり、大規模に行ったもので前代未聞の憲法違反の人権抑圧事件である。

しかも労使一体の癒着関係にあると言われる、JALと右翼的なJAL労働組合が一体となって作成、所有するという異常な事件である。

「JAL客室乗務員監視ファイル裁判」シンポジウム(2008年2月25日 日本青年館)にパネラーとして参加した週刊朝日の山口編集長は「本当に意図がわからない。こういう情報を集めて、何に利用できるのか、何のために使ったのか、全く理解できない」と感想をのべている。

同じくパネラーの井筒監督は「これは戦時中

からやってきた軍隊そのものの管理のシステムと同じ。つまりこういう根源的な差別を、続けてきた社会なんです、日本という国は」と両パネラーもあまりの深刻な事実に驚いている(キャビンクルーユニオンニュース08年3月6日号より)。

この事件は発達した資本主義国には見られない、日本企業の憲法を極端に無視した異常な民主主義の後進性を示している。それはもっとも近代的な産業でもっとも非近代的、半封建的な労働者支配が行われていることである。

しかしこうした異常な労働者抑圧には二つの重大な矛盾をもっている。

第一は航空法によって規定されている、国民の福祉の増進を目的とする公共交通機関であるということである。

ここでいう国民の福祉とは、なによりも輸送の安全の確保であり、加えて国民の立場にたった適切な運賃であろう。輸送の安全の確保は航空産業に働く労働者の重い職務である。チームワークを必要とする職場に民主主義がなければ、職務を自覚し責任をもって果たすことはできない。したがって労働者への半封建的ともいえる抑圧は輸送の安全の確保と根本的に矛盾するのである。

そしてこの労働者にたいする抑圧は利潤第一

主義の企業経営と決して無関係ではない。2008年2月JALは再生中期プラン(2008年～2010年)を発表し2010年には売上高2兆2600億円、営業利益960億円を目標に掲げている。

人件費については、基本賃金の10%の削減を継続する一方、再生中期プランの柱である人件費の500億円削減の必達に向けて、夏・冬臨時手当の大幅圧縮、地上管理職・客室乗務員に対する特別早期退職制度の実施、トヨタ生産方式の導入による生産性の向上に取り組んでいると発表している。

10%の生産性向上を目標とするコスト構造改革が利益目標の柱となっている。これまでの営業費用に占める人件費の割合は2004年の20.5%から2007年には15.1%にまで、限界といわれるまで切り下げられている。

この結果コスト効率化のため、整備部門は本体から切り離し整備子会社への全面移管(航空労組連絡会のニュースでは2007年のJAL自社機体整備率は6%、子会社整備比率は44%、海外委託整備比率は50%で、2009年には自社での整備体制はなくなるとしている)、客室乗務員の雇用は94年以来契約制を導入(正社員になるためには基本的に契約制経験3年が求められる)など航空労働者への資本主義的搾取が露骨に行われている。

労働者を消費材料的に扱い、人間性を否定する企業運営を行っているのである。利潤を生み出す道具としてしか見ない企業運営は人間性を破壊し、安全まで脅かす大きな矛盾をもった非近代的な体質を表しているのである。

第二は第一組員、第二組員を問わず、客室乗務員全体を対象に人権抑圧をおこなっていることである。

これは客室乗務員全体と企業の矛盾、企業に隷属している第二組員の幹部と客室乗務員全体の矛盾を拡大させずにおかない。あとでのべるが194名の原告の裁判闘争はそのことを如実に物語っている。

2007年4月26日にJALFIOは「客室乗務員リストの作成と外部漏洩について」臨時全国大会で本部執行委員会の信任投票を行ったが、信任140票、不信任20票、無効4票であった。不信任20票というのは過去にない不信任投票数であり、大会でも労働組合の再生、JALの再生を求める声は広がったのである。

2、労使一体で行った人権抑圧

JALの調査委員会の報告とJALFIOの調査委員会の報告は「労使一体」で人権抑圧をおこなったことを自ら告白したものとなっている。同時に人権抑圧そのものに対しては極力否定し、ひらき直りとも言える不誠実な態度をとっている。

(1) JALの調査委員会の調査報告書

* 監視ファイルが作成されたとされる1996年～2006年にJALFIO執行部に在籍し現在管理職となっている社員25名にヒアリング調査を実施。その対象者でJALFIO支部委員長だった管理職が保持していた電子ファイルのリストを精査した。

情報提供者としてリストの備考欄に名前の確認された55名を調査、人事部・労務部・客室業務部・客室乗務企画部・東京空港支店フライト旅客部の各担当者13名について調査を実施した。

* 調査の結果、会社が供与したデータ43項目以外に、会社から流失した情報として入社日、入社期、訓練期、学歴、職歴、資格・趣味、勤務コメント、モニタリング、総合評価、異動日、生年月日、備考、健康関連など26項目について認めている。

これらのデータは客室乗務員企画部の担当者がJALFIO執行部の問い合わせを受けて提供したもの、東京航空フライト旅客部の担当者が人事データを提供したもの、JALFIO役員経験者で客室本部に所属する管理職11名が健康情報・勤怠情報を提供した

国際・国内動向

もの、JALFIO 出身の客室本部に所属する 2 名が定期的に JALFIO 執行部に提供した健康状況・家族状況・人事考課などの情報が含まれている。

また、作成への関与と流失については認めたものの、一体となって組織的に行ったことや、人権蹂躪の事実については否定するという不誠実な態度をとっている。

会社の調査報告では、憲法も通じない人権侵害という重大な犯罪を「情報流出事件」としてすり替え、人権蹂躪を行ったことへの謝罪さえ行っていない。

また、監視ファイルの作成は個々の管理者が勝手に行ったものであるとし、労働者支配の労務管理を組織的に行っていたことを覆い隠そうとしている。

安全運航に寄与すべき公共交通機関の経営者としては極めて不誠実な態度をとっているのである。

(2) JALFIOの調査報告書

- * 1996年頃からデータ化がはじめられた。
- * 1998年9月～1999年9月頃から組合役員OBの管理職2名との意見交換が開始され、備考欄等へのデータ入力が活発となった、多種多様な情報がデータ化され、中には宗教、支持政党、病歴、家族構成等のセンシティブ情報も集められた。
- * 1999年9月～2000年9月に組織固めを図るため、契約社員として採用された客室乗務員の一部に関する情報を、業務の中で知り得る立場にある一部の社員よりデータで入手した。
- * リストは2006年6月入社の契約社員まで上書きを基本に蓄積されてきたため、最終的に対象は期間中の退職者を含む9,862名、項目数は158件となった。

このように JAL、JALFIO の調査報告の内容からもまさに労使一体で長期的かつ大規模に、

多数の管理職も関与し行われてきたことは否定のできない事実であることを告白している。

JALFIO の調査報告では人権侵害という重大な犯罪行為を「加入活動一脱退工作」が加熱した「不適切・軽率」な行為であったと問題の本質をすり替えている。

本来労働組合は個人情報収集機関ではなく、組合員の切実な諸要求を実現するために努力する組織であり、この事件で労働組合とは何かという根本問題が問われているのである。

週刊朝日の JAL 幹部への取材記事によると以下のように、労使一体で行った人権侵害の事実を裏付ける内容が生々しく暴露されている。

「会社が人事・労務のデータを会社よりの組合 JALFIO に渡した上で、追加情報を盛り込んで作成したり、管理することを依頼。そうしてできあがったのがこの資料だ。作成目的は基本的には職員の動向を監視したり、JALFIO への取り込みを図ったり、JALFIO からの離脱を防止するような活動が社内では公然と行われているのです」

この「労使一体」による人権抑圧の事実が暴露されたことは、JAL の企業側、組合にもおおきな衝撃を与えているにちがいない。それは「労使一体化」路線が労働者の利益をまもる道ではないことを彼らは知っているからである。その意味で JAL の人権抑圧にたいする闘いは、職場に憲法を確立するとともに「資本からの独立」という労働組合の存立の原点を確立する運動発展の新しい出発点として全国的性質をもつ闘いでもある。

3、原告と JAL キャビンクルーユニオン (CCU) の現段階の闘いの特長

(1) 組合員が組合執行部にたいして、個人情報の開示を求める運動

週刊朝日の報道で監視ファイル事件が明らかになったことを受け、多数の組合員、元組合員が個人情報の開示請求を求める運動をはじめた。

この運動は組合員個人が自分にたいする調査内容を知ることを通じて、人権抑圧の事実に変更して怒りを覚えるという点で、運動発展の土台をつくるものであった。

JALFIO が個人情報の開示をはじめてすぐに200名以上の開示情報がCCUに報告され2007年8月31日にCCUはその分析結果を発表しJAL、JALFIO が一体で行った人権蹂躪の全容を明らかにした(その後600名を越す個人情報開示が請求されている)。

元組合員有志「JALの人権侵害を糾すOG・OBの会」を立ち上げ情報開示請求を行い、JAL、JALFIO へ人権侵害の事実を糾し謝罪要求を求めた。

不誠実な態度をとり続ける JAL、JALFIO、JALFIO幹部に対して組合員176名および元組合員18名は原告団を結成しCCUとともに裁判闘争を進めている。

裁判法廷でも第1回裁判(2月26日)、第2回裁判(3月14日)とも100名が傍聴できる大法廷を埋め尽くす運動を広げている。

2月25日には「JAL監視ファイル裁判」シンポジウムを開催した。300名が参加するパネル討論会では監視ファイルによる人権蹂躪の事実、憲法も否定する非近代的な労働者支配、公共輸送機関としてあってはならない反社会的行為が糾弾されたのである。

(2) 人権蹂躪の事実を認め2度と行わないことを求めた裁判闘争

JAL及びJALFIOが人権侵害の事実を認めない中、2007年11月26日194名で結成した個人原告団はJAL・JALFIO・JALFIO 幹部に対して、CCUはJALに対して東京地裁へ提訴した。提訴は民事裁判であるため損害賠償請求の形をとっているが訴状で訴えている内容やこれまでの見解では、運動の旗印として、真に求めるものは「違法な人権侵害や違法行為を行っていた事実を明らかにさせ、2度とこのような人権蹂躪を行

わせない」そのことによって「自由にものが言え、チームワークを発揮し安全運航を確立させる」であると、そのたたかひの意義を意思統一している。

この人権闘争の意義は次のような点にあると考える。

* JALにおいて憲法も通用しない、全人格を否定する人権蹂躪、人権抑圧の人事管理を根本的に転換させるたたかひである。

* 社会的にも、企業の中に憲法を確立させたいという全労働者的な意義を持ったたたかひである。

* 輸送の安全を確保するため「仕事に対する誇りと意欲と生き甲斐を」を取り戻すという国民的見地にたったたたかひである。

* さらに、JALFIO と会社との癒着が一層明らかにになれば、本来の組合存立の原点である「資本からの独立」の気運は高まらざるを得ないであろう。

ことにあることを性格づけている。

原告団の裁判闘争を柱にJAL内の7労組により「JALの安全とみんなの人権を守る会」が結成され、裁判動員、カンパ活動、オルグ活動、団交での追求、職場の具体的な人権侵害を告発する活動、宣伝活動など支援体制の輪を広げている。

客室乗務員、パイロット、整備士、地上職などJAL内の全ての職種を含む労働者が「JALの安全とみんなの人権を守る会」に団結し企業に対して人権闘争を始めたことは、JALの非近代的、反封建的な労働者支配を転換させていく上で画期的な闘いである。

(3) 真相を覆い隠そうとする会社の「認諾」とJALFIO組合にたいする裁判の続行

第1回裁判(2月7日)の法廷でJALは答弁書(2月1日)で「違法行為、不当労働行為を行ったことについては事実無根であり、強く否定する」と主張する一方で「認諾」で損害賠償

国際・国内動向

請求については全額を支払い、裁判を終了させるという対応をした。

JALは広報メモ（2月7日）で認諾をとった理由として「再建に努力中であり、労使間で新たな係争を行うことは、社会およびお客様の信用を損なうので避けたい」と発表した。

職場からは「真相を闇に葬り、金で幕引きをしようとするのは許せない」「本来の目的はお金ではなく再発の防止、うやむやにはさせない」と怒りの声が上がった。

JALの「認諾」という対応は人権侵害の事実が、裁判を通じて明らかになり、社会的に問題になることを避け、真相を闇に葬ろうとするものである。しかし「認諾」したということは、事実上人権侵害を行っていたことを、会社自ら認めたことである。

原告団は憲法違反の人権侵害をなくし、真に安全運航を確立するため、引き続き会社に対して「憲法違反の人権侵害や不当労働行為を行ったことに対して、謝罪し二度と行わないと内外

に明らかにすること」を要求し会社とのたたかいを継続している。

JALFIO は会社の認諾は遺憾であると発表し裁判を継続している。

3月14日、第2回裁判で原告団は裁判所に意見陳述書を提出し、JALFIO に対して、本来会社から独立し労働者の人権や労働条件を守るべき役割を果たさず会社と一体となって大規模かつ長期的に全人格を否定する人権蹂躪を行ってきた事に対して、監視ファイルの対象者とその家族に真摯な謝罪を行うことを求めている。

さらに、JALが損害賠償金を「認諾」という形で全額弁済したことで裁判が終結しないよう、損害賠償の増額請求を行い法廷の場で真実を明らかにさせるたたかいを続けている。次回第3回裁判は5月8日に予定され、原告団とJALFIOの裁判は続いている。

原告団はこの闘争の勝利を展望し引きつづき闘っている。

（かじ こういち・会員）